

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年8月7日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電機2B吸気管継ぎ手部において結露水の滴下を確認した。当該部を点検・修理。	
2	5号機	タービン補機冷却海水系ストレーナ(C)ドレン弁に微量のシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
3	5号機	タービン建屋補機冷却水系熱交換器(C)後水室ドレン弁に微量のシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	5号機	循環水ポンプ吐出弁ピット内の電気品(端子箱、電線管、ケーブルトレイ)に腐食を確認した。当該電気品を点検・修理。	
5	その他	モニタリングポストNo. 2局舎とNo. 3局舎の間に設置されているケーブルトラフ(ケーブルを収納する管路)の脇の土砂が流出していることを確認した。当該箇所土砂を埋め戻し済み。土砂流出防止策を検討。	